



令和 8 年度新メニュー

国から信用保証料が **1/2** 補助されます！

モニタリング強化型特別貸付

＼モニタリングで予兆管理を強化／

～今を見つめて、未来を強くする。

中小企業の成長を支える保証制度～



兵庫県マスコット はばタン

ご利用条件^{※1}（概要）

対象者要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 ・認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資 ^{※2} 残高の割合が5割以上であるものに限る
融資利率	年1.85%（固定）
保証料補助	国が 1/2 を補助 (令和9年3月31までに保証申込受付をした場合の補助率です。 令和10年4月1日以降は未定)
資金使途	設備資金、運転資金、借換資金 ^{※3}
限度額	1企業2.8億円・1組合4.8億円
融資期間	10年以内（うち据置 設備3年以内、運転・借換1年以内）

※1 融資利率以外の条件は、基本的に全国統一の「モニタリング強化型特別保証制度」と同じです。

※2 信用保証協会の保証をつけない融資のことをいいます。

※3 兵庫県信用保証協会の保証付き融資からの借り換えに限ります。

保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

上記いずれの場合も、条件変更に伴い追加で生じる保証料については、補助の対象外となります。

認定経営革新等支援機関とは？

中小企業の経営課題に対して、国（中小企業庁）が税務・金融・企業財務に関する専門知識や実務経験が一定レベル以上であると公式に“認定”した支援機関のこと。中小企業庁の「認定経営革新等支援機関検索システム」で地域や専門分野から検索できます。

ご利用方法



利用をご希望の方は、お近くの **県制度融資取扱金融機関** までご相談ください。
(モニタリング強化型特別保証制度に関する詳細は、兵庫県信用保証協会までお問合せください。)

取扱金融機関 (順不同)

銀行	三井住友、三菱 UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、南都、関西みらい、みなと、徳島大正、トマト、三井住友信託
信用金庫	尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ、京都北都、大阪厚生
信用組合	兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、兵庫県信用農業協同組合連合会

- 上記取扱金融機関の主に兵庫県内の店舗でお申し込みを受け付けています。店舗によっては取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- 要件等は主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合があります。
- 取扱金融機関または兵庫県信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- 県の予算の上限に達した場合取扱いが終了する可能性があります。



詳しくは、**兵庫県 制度融資** で検索

兵庫県産業労働部地域経済課 (TEL 078-362-3321)

